

令和3年度
事業計画書



社会福祉法人 玖珠町社会福祉協議会

《スローガン》

「みんなで支えあい、安心・安全の暮らしをつくる」

《事業方針》

地域福祉の充実を図り、支えあい・助け合いの輪を広げます

《基本的な考え方》

少子高齢化の進展により、日常生活を維持することが困難な高齢世帯などが増える一方、核家族化や働き方の多様化などで、地域コミュニティの結束力は徐々に弱くなっています。また、引き続き地域経済の停滞とコロナ禍にある今日、減収や休業等による生活困窮や引きこもりなど、個々の問題が大きな社会問題へと発展しかねません。さらに、近年多発する自然災害において、被災者支援のあり方や要配慮者への対応についても、早急に取り組まなければならない課題が明らかになっています。

当会としては、前段に記述した様々な課題等を解決すべく、昨年10月に「第5次地域福祉活動計画」を策定し、着実な事業の実施について決意を新たにいたしました。また、地域において解決すべき事業については、地区コミュニティ運営協議会に関わる方々や福祉関係者と連携・協働していくことも確認しました。合わせて、災害を想定した小地域における支え合いの仕組みづくりを進める一方、セーフティネットとしての生活支援の相談の体制も充実してまいります。災害対応については、昨年の7月豪雨の経験を活かし、行政をはじめ関係機関との連携を図りながら取り組むようにしています。

介護保険事業においては、制度改正以降、介護報酬の減収が続き、厳しい運営となっていますが、当会の運営方針に照らす中で、町内全域において、求められる介護ニーズがあるならば、引き続き質の高いサービスを提供するとともに、運営の安定化に努めてまいります。

新型コロナウイルス感染拡大が、町内の様々な活動に大きな影響をもたらしていますが、地域福祉の推進を担う町内唯一の団体である当会としては、感染防止に努めながら、様々な工夫を凝らして、事業活動が停滞しないように取り組んでまいります。

また、こうした活動が住民に理解され、信頼される組織となるべく、職員一人ひとりが自覚と責任をもち業務に当たります。

管理部

1) 組織運営体制の整備・強化

町民の皆さんの期待に応え、信頼される組織として地域の福祉活動をより一層推進することを目的として、本会の組織運営体制を整備していきます。また運営業務の効率化及びコンプライアンス推進に向けた取り組みも進めて参ります。

- ① 理事会・監査会・評議員会等の運営
- ② 町や関係機関諸団体等との連携強化
- ③ 諸規定等の整備
- ④ 法人の透明性の向上（情報の開示・財務諸表・現況報告等）
- ⑤ 主任会議の定期的な開催
- ⑥ リスク管理やコンプライアンスに関する管理体制の整備
- ⑦ ICTやAI等の技術・ツールの活用と情報共有など図り、運営業務の質と効率性の向上をめざす

2) 役職員の意識の共有化と人材育成の取り組み

当社協の経営理念・経営方針・職員行動指針に基づき、人事考課・人事異動、研修を効果的に連動させるとともに、職務を通じた育成や実際の仕事にフィードバックさせる育成に注力し、ともに生きる豊かな地域社会の実現を目指し柔軟に対応できる人材育成を図ります。

- ① 役員・職員の共通理解を図る
- ② 役員・職員研修の実施(オンライン研修・合同研修 外)
- ③ 研修復命を兼ねた職員勉強会の定期的な実施
- ④ 効率的な人事・組織体制づくり
- ⑤ 人事考課制度の整備・運用
- ⑥ 人事・労務管理の徹底(処遇改善、士気の高揚)
- ⑦ メンタルヘルスのリスク低減のためのストレスチェックの活用

3) 地域福祉活動財源確保の取り組み

「課題に即応できる運営基盤の強化」と「会費や寄付金・共同募金運動による積極的な財源確保の醸成を行う」を目的に、地域福祉活動財源確保の取り組みに努めて参ります。寄付による協力も住民による地域福祉推進の一つとして捉え、会費や寄付金の募集にも積極的に取り組んで参ります。

- ① 町と連携・協働による補助金・委託金の確保
- ② 新たな公費財源の情報収集・確保
- ③ 介護保険事業の財源確保・事業推進
- ④ 会費の効果的な広報（役職員による賛助・法人会員の勧誘強化）
- ⑤ 寄付金(香典返し・見舞金・一般寄付)の採納

- ⑥ 共同募金・歳末たすけあい運動の推進
- ⑦ 全職員における経費削減の徹底
- ⑧ チャリティーバザーの実施

4) 老人福祉センター運営事業(指定管理者制度)

地域に開かれた身近な交流拠点として、地域住民の健康と福祉・文化の向上を図ります。健康づくりや教養の向上、介護予防事業などを通じ、多くの方が社会参加の機会を持てるように事業展開し、利用しやすい施設となるように努めます。

- ① 施設利用者の安全管理の推進(転倒・感染予防対策の徹底)
- ② 福祉センター利用啓発と利用促進
- ③ 効率的な施設管理運営を行う
- ④ 岩室温泉“かたらいの湯”PRによる利用者の増加を図る
- ⑤ 介護予防支援事業の実施(いきいき元気教室、男性ふれあい広場)

地域福祉推進部

地域福祉の推進(小地域ネットワークづくり)

1) 小地域ネットワーク事業の推進

より多くの住民が地域の強みや地域での課題を共有し、自らの意思により地域での問題解決に取り組み、福祉活動が円滑に進められるよう、課題解決への助言や学習会、関係機関との連絡調整などのサポートを行い、ネットワークの構築を図ります。

- ①各コミュニティでの情報交換会議や活動推進検討会議
- ②地域住民や各種団体などの連携強化
- ③協働機関との見守りネットワークの重層的仕組みづくり
- ④4地区合同地域福祉活動推進会議

2) 福祉教育の推進

学校や地域住民とともに学び合う場づくりをすすめ、地域福祉の実践に向けた理解と共感の輪を広げていきます。

- (1) 学校における福祉教育
 - ①総合的な学習の時間などでの福祉学習
 - ②様々な社会資源を活かした体験学習の実施
- (2) 地域を基盤とする福祉教育
 - ①地域自主組織を推進主体とした福祉教育
 - ②福祉のまちづくり出前講座の開催

3) 支え合いマップ作り

身近な地域のつながり・支え合い活動を通して、一人ひとりの困りごとを解決できる地域づくりの推進や災害時の避難支援に結びつけることを目的に、マップづくりの拡大を図ります。

- ① 4地区コミュニティ運営協議会や各種団体への普及・啓発
- ② 生活圏域の設定と各層との連携
- ③ 支え合いマップづくり作成支援
- ④ 検証・拡大・継続を図るための学習会、意見交換会

4) ボランティア活動の推進

幅広い世代や様々な分野のボランティア活動を促進するため、ボランティア活動の啓発や支援、連携強化等を行います。

- ① ボランティア活動の啓発
- ② ボランティアの人材育成
- ③ ボランティア組織づくりとコーディネート
- ④ ボランティア連絡会との連携
- ⑤ 夏のボランティア体験月間事業

5) 調査研究活動の充実

地域福祉懇談会や福祉アンケートなど住民ニーズ調査活動、先進的事例の研究など通じ、地域住民のニーズに応じた取り組みについて検討していきます。

- ① 日常生活圏域での地域資源の情報収集と課題調査
- ② 生活課題の見える化と解決に向けた住民との協働
- ③ 小規模多機能型拠点作りの研究

6) 企画広報の発展

福祉活動及び福祉に関する事柄について広報・情報提供し、地域住民への周知と地域福祉の啓発を図ります。

- ① 地域福祉情報誌「めるへん」の発行
- ② ホームページの逐次更新
- ③ フェイスブック・ツイッターなど新たな情報ツールの活用

7) ファミリーサポートセンター事業の実施(町委託)

臨時・突発的な保育のニーズに対応するため、子どもを預けたい人と預かる人の相互支援システムにより、そのコーディネート業務を通じて地域での子育て支援を行います。

- ① 定期的な広報による制度の周知、利用ニーズの掘り起こし
- ② まかせて会員新規募集と養成講座の開催
- ③ まかせて会員フォローアップ研修
- ④ 会員の交流の場の効果的な開催

8) 共同募金活動の実施

地域福祉活動の基盤を支えるための安定的な財源確保に向け、戸別・法人・職域などへの募金協力の推進と助成事業を通じた活動支援を行います。

- ① 共同募金運動の展開
- ② 地域配分金事業の推進

地域包括ケアシステムにおける生活支援・介護予防の推進

1) 生活支援コーディネーター配置

多様な主体が連携・協力しながら、高齢者一人ひとりが地域で役割を持ち続けられる住民主体の活動の機会や場づくりを創出することによって、誰もが安心して住み続けられる地域づくりを進めます。

- ① 町全域と4地区協議体の開催
- ② 既存資源の把握、地域に不足する資源の創出
- ③ サービスの担い手の養成と組織化
- ④ 全世代を通じた連携と支援体制の構築
- ⑤ 町民への啓発・広報活動
- ⑥ 研修会・会議参加

2) 介護予防事業の実施

住み慣れた地域でできる限り自分らしくいきいきと暮らしていくために、生活機能の低下を予防することを目的に様々な介護予防事業を実施します。

- ① いきいき元気教室・男性ふれあい広場(町委託)
- ② いきいきサロン推進事業(町委託)
- ③ ふれあい給食サービス事業(町委託)
- ④ 週1体操教室や集いの場の普及

総合相談・要援護者支援対策の充実

1) 地域総合相談支援センター機能の向上

福祉に関する生活課題の総合相談窓口として、「いつでも」「誰でも」「どのような問題でも」気軽にご相談いただける体制を構築します。

- ① 無料法律相談会(偶数月第3水曜日開催)の実施
- ② 無料障害年金相談会(奇数月最終火曜日開催)の実施
- ③ 相談員の資質の向上(県社協研修等)

- ④ 権利擁護センター設立検討会議

2) 生活福祉資金貸付事業の実施(県社協委託)

低所得などにより経済的に困窮している世帯に対して、世帯の自立更正を図ることを目的に資金の貸付けを行います。

- ① 広報による制度の周知
- ② 償還指導の徹底
- ③ 他事業との連携体制強化
- ④ 関係機関との連携体制構築

3) 玖珠町更正資金貸付事業の実施

玖珠町内の生活困窮世帯並びに母子世帯に対して、世帯の自立更生を図ることを目的に資金の貸付けを行います。

- ① 償還指導の徹底
- ② 他事業との連携体制強化
- ③ 関係機関との連携体制構築

4) 生活困窮者自立支援事業の実施(県委託)

様々な生活課題を抱える住民に対して、生活課題の分析から支援計画の作成、具体的な支援実施まで、包括的かつ継続的に行うことで、課題を抱える住民の自立に向けた支援を実施します。

- ① 相談支援体制の強化
- ② 地域の社会資源の掘り起こしと連携体制の構築
- ③ 関係機関との連携体制の構築並びに強化
- ④ 相談員の援助技術・知識の向上
- ⑤ 他事業との連携体制の構築並びに強化
- ⑥ アウトリーチ支援体制の構築
- ⑦ 就労支援体制の構築

5) 日常生活自立支援事業の実施(県社協委託)

認知症や知的障がい者、精神障がい者のうち判断能力が不十分な方に対して、福祉サービス利用や金銭管理の支援を行うものです。地域の福祉関係者と連携を図り、支援サービスが迅速に提供できるように努めます。

- ① 定期的な広報による制度の周知
- ② 相談受付体制の強化
- ③ 生活支援員の増員
- ④ 成年後見制度との連携

※相談事業実施においては、相談員及び対象者に対するマスクの着用、手指

消毒、検温、相談室の除菌、飛沫防止シートの設置、こまめな換気(エアコン併用で室温を28℃以下に)など感染予防対策を講じます。

6) 災害時要援護者の支援体制の整備

災害発生時に備える減災活動、被災後の早期の生活復旧を目指すマニュアル整備を進め、発災後に適切な支援が行えるように取り組みます。また、関係団体・機関等の協力支援体制の構築へ向け、玖珠郡災害ボランティアネットワーク協議会の運営を進めていきます。

- ① 玖珠郡災害ボランティアネットワーク協議会の充実
- ② 被災者支援センター設置・運営マニュアルの作成・周知徹底
- ③ 福祉避難所指定受託施設との合同研修会
- ④ センター設置、福祉避難所などの訓練の開催
- ⑤ 災害担当スタッフの育成

在宅生活支援サービス事業の実施

誰もが住みなれた地域で安心して暮らしていくことが出来るように、各種在宅生活支援サービスを提供していきます。

- ① 視覚障害者日常生活情報提供事業(点訳・音訳)の実施(町委託)
- ② おもちゃ図書館の開館
- ③ 福祉機器貸出事業・介護用品等斡旋紹介

福祉団体支援と連携強化

住民に福祉団体等の活動内容がわかるように広報活動を強化し、社協事業との連携を進めます。また団体の会員増加、組織活動の充実に取り組み自立運営に向けた支援を行います。

- ① 玖珠町民生児童委員協議会(事務局)
- ② 玖珠町老人クラブ連合会(事務局)
- ③ 玖珠町身体障害者協議会(事務局)
- ④ 玖珠町ボランティア連絡会(事務局)
- ⑤ 玖珠郡災害ボランティアネットワーク協議会
- ⑥ はねやまネット(事務局)
- ⑦ 玖珠町健康福祉事業推進委員会
- ⑧ 玖珠町母子寡婦福祉会
- ⑨ むつみ会玖珠共同作業所
- ⑩ 玖珠郡知的障害者育成会たんぽぽの会
- ⑪ 玖珠郡更生保護連絡会
- ⑫ フードバンクおおいた

— 令和3年度 —

介護保険事業計画

社会福祉法人

玖珠町社会福祉協議会

令和3年度居宅介護支援事業計画

事業所名：玖珠町介護保険サービスセンター居宅介護支援

【事業の目的】

適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態及び要支援状態にある高齢者に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とします。

【運営方針】

利用者が要介護状態等であっても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮し、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう、公正中立な居宅支援を行います。

【基本理念】

- 利用者の尊厳と自立支援、重度化予防を基本とした支援をする
- 利用者が住み慣れた地域で、日常生活を営むことを支援する
- 公正中立な支援をする

【具体的項目】

- ① ケアプランの立案は利用者・家族の意向を尊重します、サービス事業所の選定には専門的立場からの助言を行います。
- ② ケアプランにおける訪問介護、通所介護、福祉用具貸与などは前6か月の同一事業者の提供割合の説明を致します。
- ③ 認知症の高齢者が自宅や地域の中で生活を継続するため、オレンジドクターや認知症推進員への相談、受診時同行等を行います。
- ④ 専門職、医療との連携、地域包括ケアの推進を行います。（玖珠かたるネット、玖珠郡医療連携会議の協力）
- ⑤ 各種制度や社会資源の活用を図り、多面的に利用者を支援できるように自己研鑽と質の向上に努めます。（地域包括ケア会議、担当者会議の開催、事例検討会）
- ⑥ 各種団体主催の研修会に参加を行います。（玖珠郡介護支援専門員協議会、大分県介護支援専門員協議会、日本介護支援員協議会の入会）
- ⑦ 入所退所・入院退院される利用者に対してのプランの変更や円滑な生活支援を行います。（入院時情報連携加算、退院退所時加算の算定）
- ⑧ 介護支援専門員試験合格者や介護福祉士、社会福祉士などの実習生の積極的受け入れ、後進の育成と地域貢献に努めます。
- ⑨ 介護保険制度の改正について、必要な情報提供を行います。
- ⑩ 特定事業所集中減算の作成、縦覧の提出など適正な運営に努めます。
- ⑪ 法令順守を行い、安定した運営を目指します。

令和3年度訪問介護支援事業計画

事業所名：玖珠町介護保険サービスセンター訪問介護

1. 運営方針

事業所の訪問介護員は、要介護・要支援者等の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ、自宅で自立した日常生活を営むことができるよう入浴・排泄・食事の介護、その他生活全般に亘る援助を行います。

事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとします。

2. 基本方針

- 1) 私達、訪問介護員は法令を遵守します。
- 2) 利用者の日常生活の状況を踏まえて、介護支援専門員（ケアマネージャー）が作成した「居宅サービス計画」に沿って「訪問介護計画」を作成し、その内容をご利用者及びそのご家族に説明し、サービスを提供します。
- 3) サービスを提供することで利用者の自立支援を目的として、意欲の向上が図れるよう支援いたします。
- 4) 訪問介護員は、サービスを提供する上で知り得たご利用者及びご家族に関する秘密を守ります。
- 5) ご利用者やご家族が安心してサービスが受けられるように、相談、助言を行い、また不満や苦情に対して迅速かつ適切に対応します。
- 6) 訪問介護員は、研修や資格取得等により質の高いサービスが提供できるように努めます。
- 7) 職員間の連携が取れ、統一したサービスを提供するように努めます。

3. 事業内容

- 1) 居宅介護支援事業をはじめ、他職種との連携
- 2) 担当者会議への出席・訪問介護計画の作成
- 3) 身体介護、生活援助の提供・国保連請求業務
- 4) 資質向上の為の研鑽→各種研修会等への参加
- 5) 事故の未然防止、苦情等への対応
- 6) 毎月2回のヘルパー会議
- 7) 介護サービス情報の公表
- 8) 訪問介護員の処遇改善（介護福祉士資格取得奨励）
- 9) 介護予防・日常生活支援総合事業の取り組みの強化

「できなくなったこと」を「できるように」「できることを続けられるように」を理念にサポートする事業。

- ・訪問型生活機能アップ事業→訪問介護員派遣

令和3年度通所介護事業計画

事業所名：玖珠町介護保険サービスセンター通所介護

1. 運営方針

ご利用者の人格及び人権を尊重し、一人ひとりに合わせた介護予防と自立支援を行うと共に、地域において信頼される受け皿となるような事業展開を目指します。

2. 今年度重点事業目標

- (1) 新型コロナウイルス等の感染症対策を徹底し、ご利用者およびご家族が安心してサービスを利用して頂けるようにする。
- (2) ご利用者個々のニーズに対応した事業の展開
ご利用者一人ひとりのニーズ及び心身の状態を的確に把握し、地域での暮らしが継続できる支援を構築する。また精神的ケアの充実と認知機能低下の抑制や身体的機能の維持向上を図る。
- (3) 地域のニーズに即した事業の推進
認知症高齢者の増加に伴い、地域、関係機関との連携を図り、担当職員の認知症に対する専門的理解を深め及び地域の要望や声に配慮したサービスを柔軟に提供する。
- (4) 介護者等への支援
ご家族との連携を深め、ご利用者それぞれの環境に合わせてできる限り柔軟な対応をおこない、家族が安心して利用できるサービスを提供する。
- (5) 地域ケア会議への積極的な参加
高齢者の個別課題及び地域課題の解決や資源開発等に関わり、地域づくりを推進していく。

3. 事業指針

- 1) ご利用者及びご家族、職員の毎日の検温及び体調確認・マスク着用、手洗いや手指消毒の徹底。定期的な換気・加湿付空気清浄機の使用・飛沫防止パネル設置・テーブルや椅子等の消毒等できる限りの感染予防対策の実施
- 2) 新型コロナウイルスについての情報収集及び状況に応じた対応について適宜、ご利用者及びご家族への文章配布や啓発をすすめていく。
- 3) 送迎、健康チェック、入浴、食事サービス、機能訓練、アクティビティ活動、年間行事と季節に応じた行事等の提供
- 4) 外出自粛等による運動量の低下の防止策の提案
- 5) 通所介護計画の作成

- 6) 記録の徹底
- 7) 居宅介護事業者・地域包括センター・医療との連携
- 8) 通所介護計画の作成
- 9) サービス担当者会議及び地域ケア会議への積極的な参加
- 10) 地域への貢献（交流、知識及び技術提供、ボランティアの積極的受入等）
・感染状況を見て実施
- 11) 避難消火訓練・防災対策
- 12) 事故防止・苦情などの対応
- 13) 認知症ケア研修やリーダー研修への積極的参加
- 14) 職員の資質向上のための研修、業務会議
- 15) 交通安全への取り組み
- 16) 利用者満足度アンケート・家族会の実施
- 17) 個人情報保護、介護サービス情報の公表
- 18) 国保連請求業務
- 19) 介護サービス情報公表
- 20) 職員の上級資格取得の奨励と処遇改善

（施設内研修）

- 1) 全職員の感染症予防研修
- 2) 倫理・プライバシー・リスクマネジメント・法令遵守等について
- 3) 接遇・栄養・口腔・レクリエーション及び排泄・感染症・認知症・機能訓練・身体拘束・介護予防・包括ケア等の勉強会等
- 4) 緊急時対応・防災訓練等の実施
- 5) 新任職員研修（就業規則、事業計画、事業内容等）

（施設外研修）

- 1) 介護職員の研修（現任研修、摂食、排泄、介護予防、認知症、
リスクマネジメント、倫理等）
- 2) 看護職員の研修（機能訓練、感染症、褥瘡、栄養ケア等）
- 3) 給食職員の研修（食中毒、介護食等）
- 4) 新任職員研修（新任介護職員研修等）
- 5) 資格取得及び更新研修

☆コロナの感染状況によりオンライン研修の実施または受講

（施設見学研修）

- 1) 先進地への施設見学研修 →コロナ終息状況及び受け入れ状況を見て検討

4. 稼働率アップのための重点課題

- 1) ご利用者及びご家族が安心して利用できる感染予防対策の徹底
- 2) 新規利用者の確保、特に認知症利用者への適切な声掛けや生活動作に焦点を当てた取り組み。
- 3) 居宅介護支援事業所・地域包括支援センターへの情報提供及び連携強化

玖珠町地域包括支援センター 令和3年度事業計画



地域包括支援センターとは

地域包括支援センターは、市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民を包括的に支援することを目的とする施設。

社会福祉法人
玖珠町社会福祉協議会

＜基本方針＞

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるように、介護・予防・医療・住まい・日常生活支援が一体的に提供される地域づくりに取り組む必要があります。そのため高齢者のニーズや状態の変化に応じて切れ目なく適切な支援が提供されるよう、保険者と連携して「地域包括ケアシステム」の強化に努めます。特に本年度から3カ年の「高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」に基づき、積極的な事業推進を図ります。

＜重点実施項目＞

1. 地域包括ケアシステムの強化

総合相談窓口の充実や医療と介護の連携、地域共生社会の実現を目指して、センターの機能を強化しつつ、保険者と常に連携しながら、しっかりと「地域包括ケアシステム」つくり上げてまいります。

1) 相談支援体制の拡充

高齢化と核家族化の影響で、日常生活を維持することが難しくなっている高齢者の相談が増加しています。コロナ禍で遠方に住む家族の帰省が難しい状況の中で、複雑化する様々な相談に応じ、必要な支援を提供できるよう体制を拡充いたします。

2) 高齢者への積極的な実態把握

要介護・要支援認定を受けていない高齢者においても、生活の質の低下等が見られる事例が増えています。そこで、普段からの高齢者宅への訪問を増やし、隠れた問題・課題やニーズを探り、必要な支援に繋げるように取り組んでまいります。

3) 個別課題から政策形成へ

地域ケア会議や事例検討会、認知症初期集中支援チーム員会議で明らかになった個別課題や日々の訪問活動における実態把握、更には関係機関との情報を統合し、必要とされる地域資源を関係者と共につくり上げていきます。

2. 認知症の方の居場所づくりと予防の取り組み

地域において認知症の人や家族が参加できる居場所づくりを積極的に行います。また、認知症予防の啓発活動、重症化予防への取り組みなど、関係機関と連携して実施してまいります。

＜事業実施にあたり＞

地域包括支援センター業務実施にあたり、国が定める「地域包括支援センター業務マニュアル」に基づき、主要4事業と平成28年度より受託した認知症総合支援事業を柱に、町行政と連携を図りながら各種業務を実施します。

1). 介護予防支援と介護予防ケアマネジメント

介護保険制度の基本理念は、「できる限り在宅で自立した日常生活を継続できるようにすること」です。そのため、要介護状態にならないよう要支援1・2の認定者等に対する介護予防支援と介護予防ケアマネジメントは大変重要な取り組みです。

要支援1・2等の軽度者の多くは、不活発な生活が原因である「廃用症候群モデル」と言われています。加えて昨年から続くコロナ禍において、様々な社会活動が制限されたことにより、運動機能等の低下に拍車をかけています。そのような方は、一日も早い心身機能改善に向けた取り組みが必要であり、リハビリテーションの理念を踏まえ、「心身機能」「活動」「参加」にバランスよく働きかけ、日常生活の活動性を高め、社会参加や自己実現の取り組みを促進することが望まれますが、そのためまずは、週一体操教室など一般介護予防事業など地域の資源を積極的に活用したプランの作成を心掛けます。

| 事業名 | 内容 | 目標値(時期・回数等) |
|----------------|---|---------------|
| 1. 介護予防支援 | ①自立支援に向けた目標を本人と相談の上設定し、その達成を支援する事業の利用に当たっては最初に自立支援についての説明を十二分に行う。 | 随時 |
| | ②自立支援に繋がるよう地域での役割を果たす活動が継続できるプランの作成を行う。 | 随時 |
| | ③相談や訪問時にチェックリストを実施して、介護予防対象者を把握する | 随時 |
| | ④新型コロナウイルス感染症による活動制限で、生活機能が低下した高齢者に対する状況確認とチェックリストの実施 | 随時 |
| 2. 介護予防の推進及び啓発 | ①住民主体の介護予防体操を取り入れた週一体操教室をフォローする。 | 半年毎 |
| | ②介護予防事業推進に関する会合の開催を行う。 | 定期的 |
| | ③介護予防についての情報を広報する。 | 情報誌発行時 /随時 |
| | ④介護認定で非該当になった方に対して、一般介護予防事業の参加を促し介護予防の取り組みに繋げる。 | 随時 |
| | ⑤地域で収集した情報等により、何らかの支援を要する方に対し、介護予防活動へ繋げる。 | 随時 |
| | ⑥高齢者自身をボランティア活動に参加させるなど、高齢者の活躍の場を創出する。 | 随時 |

2). 総合相談支援事業

総合相談支援業務は地域包括ケアを充実させる基盤的役割を果たします。町民の皆様に対する支援活動の入口として、様々な相談への対応を通じ、あらゆるサービスの調整を行なうワンストップサービス拠点としての機能を果たしていきます。

国は「地域共生社会」の実現に向けた取り組みを強化しており、その一環として介護保険法及び社会福祉法を一部改正し、包括的な支援体制の整備を市町村の努力義務としており、今後一層の取り組みの強化が求められています。その対応の一步として、「従前からの相談支援体制を一層充実させた、本人や世帯の属性を超えた窓口の対応・整備」が求められています。複雑多様化した支援ニーズに対応するため関係機関との連携協働体制の強化を行うとともに、相談受付体制の充実に努めていきます。

| 事業名 | 内容 | 目標値 (時期・回数等) |
|------------------------|--|-----------------|
| 1. 総合相談業務 | ①相談内容等をもれなく記載し、対応の経過を分かるようにする。 | 随時 |
| | ②総合相談窓口としての役割をセンター発行の情報誌等にて周知する。 | 年4回 |
| | ③地域での出前講座や行政のイベントにてセンターのPRを行い、町民に相談窓口としての認識を深める。 | 随時 |
| | ④総合相談窓口として、窓口機能の強化を行ない重層的な支援体制のための検討を行う。 | 随時 |
| | ⑤職員の資質向上のための取り組みを強化する。 (自主研修、外部研修等) | 随時 |
| | ⑥関係諸機関から広く情報を集めることにより、課題への早期の対応を行う。 | 随時 |
| | ⑦相談受付や訪問活動等による地域課題や潜在的ニーズを発見し、行政へ提言すると共に、社会資源の開発や政策形成への協力を進める。 | 随時 |
| 2. 実態把握 | ①専門職がチームを組み地域への働きかけを行うとともに、民生委員等と一緒に気になる世帯への訪問に取り組む。 | 随時 |
| | ②サロンや週一体操教室等の際に積極的に赴き相談対応を行うと共に、参加者以外の相談も受けられるようにする。 | 随時 |
| | ③相談による個別訪問からのニーズ把握を行い、地域への取組みに繋げる。 | 随時 |
| 3. 家族介護者への相談体制の充実・情報提供 | ①各圏域内の企業に包括支援センターや介護保険制度についての啓発とパンフレットの設置依頼を行う。 | 随時 |

3). 権利擁護事業

高齢者の権利を守るということは、ただ単に生命を護るということだけではなく、個人として尊重や幸福追求権の保障も視野に入れた人権救済や保護が重要であり、「地域住民の生活の安定」を包括的に支えるセンターの役割は大きいと考えています。そのため、権利侵害行為の対象となっている方や、自ら権利主張や行使ができない状況にある高齢者に対して、権利侵害の予防や対応、権利行使の支援を専門的に行います。

また今後、住民の皆さんが成年後見制度を利用する際に、適切な利用ができるように支援する関係機関である「中核機関」の設置が進められており、その設置に向けての関わりや、対応件数が増加傾向にある「高齢者虐待」などについても、積極的に携わっていきます。

| 事業名 | 内容 | 目標値 (時期・回数等) |
|----------------|--|-----------------|
| 1. 成年後見制度の活用促進 | ①積極的な制度の周知を通じて、内容の理解と相談の場の提供を行い、必要とする方への支援につなげる。 | 随時 |
| 2. 高齢者虐待への対応 | ①虐待の通報に対して、行政と連携し虐待対応マニュアルに基づく対応を行う。 | 随時 |
| | ②地域の集いの場などへ通報の重要性など講座を通じて理解を促し、高齢者虐待を予防できる風土づくりを目指す。 | 随時 |
| 3. 虐待防止の普及啓発 | ①専門職に向けた虐待防止についての研修を行う。 | 年1回 |
| | ②地域の集まりに出向き、虐待防止についての講話を行う。 | 年6回 |
| 4. 困難事例への対応 | ①困難事例の把握に際し、センターの各専門職が相互に連携をする。 | 随時 |
| | ②各関係機関との顔の見える関係を作り、ネットワークを活用した支援を行う。 | 随時 |
| 5. 消費者被害への対応 | ①警察署や役場商工担当課と連携を図りながら、消費者被害防止に取り組む。 | 随時 |
| | ②消費者被害相談センターと連携をし、「消費者被害情報」の把握と周知ができるよう取り組む。 | 随時 |
| | ③住民の悪質商法等に関する意識の向上、被害を予防のため、サロン等で啓発を行う。 | 年6回 |

4). 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

住み慣れた地域で自分の思い描く生活を送りたいと願う一方で、複合的な課題が多くあります。そのような状況で本人の能力を最大限に活かした自立した生活を継続するためには、本人の意欲や適応能力などの維持や回復を援助するとともに、課題の解決に有効だと考えられるあらゆる社会資源を活用し、必要なときに必要な資源を切れ目なく活用できるように援助していくマネジメントが不可欠になってきます。

そのため地域における社会資源の活用など、環境の整備が必要であり、住民やサービス事業所を対象とした取り組みも必要性となります。

それゆえ、センターでは包括的・継続的ケアマネジメントの実践が可能な環境整備と介護支援専門員等へのサポートを通じた個別支援を行って参ります。

| 事業名 | 内容 | 目標値 (時期・回数等) |
|--------------------------|---|-----------------|
| ① 日常的個別 指導・相談 | ①主任介護支援専門員が圏域内の介護支援専門員からの相談に応じ、指導・助言を行う。 | 随時 |
| | ②委託先のケアマネジャーが開催する担当者会議に積極的に参加し、ケアプランの目標設定と評価が具体的にできるよう支援する。 | 随時 |
| | ③地域の介護支援専門員向けに研修会を企画し、資質の向上を図る。 | 年1回 |
| ② 支援困難事例 等への指導・ 助言 | ①圏域の介護支援事業所の介護支援専門員と事例検討会を行い、困難事例等への指導・助言を行うとともに、介護支援事業所のレベルアップを図る。 | 年2回 |
| | ②緊急で支援困難事例の相談があった場合は、必要に応じて担当機関と連携を図り早期に対応する。 | 随時 |
| ③ 連携／情報 共有 | ①圏域の居宅介護支援事業所との連携・情報共有の場の企画、運営する。 | 年3回 |
| | ②主任介護支援専門員連絡会を開催し、地域に不足している社会資源等の環境整備・支援を行う。加えて基盤整備のためのネットワークを形成する。 | 年3回 |

5). 地域包括ケアシステムの強化

要介護（要支援）状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを強化します。

そのため、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながり、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会（地域共生社会）を実現できるよう、一層のネットワークの充実に取り組んでまいります。

| 事業名 | 内容 | 目標値 (時期・回数等) |
|--------------------|---|-----------------|
| 1. 地域包括支援ネットワークの構築 | ①自治委員会、民生委員定例会、いきいきサロンや週体操教室など機会を捉え、地域の実態把握や、顔の見える関係づくりを行う。 | 随時 |
| | ②民生委員と一緒に支援したケースについて、定例会や検討会等で情報や手法の共有を行い、連携を強める。 | 年1回 |
| | ③地域の自主的な集まりや公民館を使った活動などの社会資源を把握し、整理していく。 | 随時 |
| | ④「ほうかつセンター便り」を定期的に発行し、活動への理解を得るとともに地域での認知度の向上を図る。 | 年4回 |
| 2. 地域ケア会議の実施 | ①支援困難な個別ケースを地域の関係者で検討し、その解決を図るだけでなく、地域における課題や社会資源の把握も重ねて行う。 | 月3回/毎月 |
| | ②地域の現状を踏まえ、これまでの課題解決方法としての協働実践が、個別課題解決や改善のために寄与できたかを検証する。 | 月3回/毎月 |
| | ③地域ケア会議(月3回)の司会・進行、事例提出、検討を行います。 | 月3回/毎月 |
| | ④地域課題の抽出から政策化に至るまでの体制構築に向けて取り組みを進める。 | 随時 |
| 3. 災害／危機対応 | ①台風、豪雨等の災害時に、独居・高齢者世帯への声かけ・安否確認等を行なう。そして有事の際には、把握している家族や親せき、行政等関係部署への報告を行い、適切な支援に繋げる。 | 随時 |

6). 在宅医療・介護連携推進事業

医療・介護ニーズを併せ持つ高齢者ができる限り住み慣れた地域で生活を続けることができるよう関係機関と連携し、包括的かつ継続的な在宅医療・介護連携を図ります。また ICT 事業等を活用して、医師、歯科医師、薬剤師、訪問看護師、ケアマネジャー等が連携し、役割分担に基づきチームで患者本人に対応できる体制づくりを支援する。

| 事業名 | 内容 | 目標値 (時期・回数等) |
|---------------------|--|-----------------|
| 1. 関係機関とのネットワーク | ①郡域で組織されている医療・介護・障害等各専門分野とのネットワークへの参加を通じ、連携を図る。 | 随時 |
| 2. 在宅医療・介護の普及・啓発の推進 | ②地域の集まりへ出向き、介護サービスや在宅医療により、安心して在宅で暮らせる事を伝えていく。 | 随時 |
| 3. ICT事業の活用・普及 | ①かたるねっと玖珠(ICT事業)による自治体や医師等の医療従事者、ケアマネジャーや事業所など介護従事者等の多職種間での情報共有体制を活用し、効果的で効率的な在宅医療・介護等サービスの提供に努める。 | 随時 |

7). 認知症総合支援事業

○認知症初期集中支援推進事業

<基本方針>

認知症になっても本人の意思が尊重され、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで送ることができる社会の実現のために、認知症の人及びその家族に対する認知症初期集中支援チームの支援により、早期診断および早期対応に向けた支援体制の構築を目指します。

<運営方針>

玖珠町内に在住する原則として40歳以上で在宅で生活しており、かつ認知症または、認知症が疑われる下記の該当者に対して、初期集中支援チームの支援を行う。

- (1) 医療サービスまたは、介護サービスを受けていない者または、中断している者で次のいずれかに該当する者
 - ア 認知症疾患の臨床診断を受けていない者
 - イ 継続的な医療サービスを受けていない者
 - ウ 適切な介護サービスを受けていない者
- (2) 医療サービスまたは介護サービスを受けているが、認知症の行動または心理症状が顕著なため、家族等周囲の支援者が支障をきたしている者

<令和3年度重点目標>

第8期介護保険事業計画における地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の中で、認知症施策は重要な役割を担っています。認知症疾患医療センター等の専門医療機関で早期に鑑別診断が行われ、適切な医療・介護サービスが受けられるよう、チームでの初期の対応体制を構築していきます。また、新型コロナウイルス感染防止対策にも努めていきます。

<事業内容>

1、普及啓発推進

- ①ほうかつセンターだよりや町の広報紙等で「認知症初期集中支援チーム」の活動を周知していきます。
- ②啓発チラシを各種教室や講演会等で配布、医療機関等に配置、また相談時に説明を行うことで、住民への理解を図り、初期集中支援チームの活用につなげていきます。

2、認知症初期集中支援の実施

- ア 訪問支援対象者の把握
- イ 情報収集及び観察・評価
- ウ 初回訪問時の支援
- エ 認知症初期集中支援チーム会議の開催
- オ 初期集中支援の実施
- カ 初期集中支援の終了と引継ぎ後のモニタリング
- キ 初期集中支援に関する記録等の保管

3、関係機関との連携

- ①医療機関、介護保険事業所、玖珠警察署、各駐在所等への訪問や資料送付に
ての周知活動を継続的に行い、情報収集や、理解・協力を進めていきます。

○認知症地域支援推進員設置事業

<基本方針>

認知症の人及びその家族等が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで送ることができるように、医療・介護・福祉のサービスが効果的な支援につながることを目的とし、地域支援推進員設置事業実施要項に基づいて町、関係機関と連携、協働して地域の特性に応じた認知症に関する地域支援体制の構築を目指します。

<運営方針>

1. 認知症の人が認知症の状況に応じて必要な医療・介護等のサービスを受けることができるよう、地域ケア会議に参加するなど、関係機関・専門医等との連携体制を構築していきます。
2. 町との協働により「認知症ケアパス」の改訂を行い、必要時に町民が活用できるよう普及に努めます。また、相談窓口の周知にも努めます。
3. 認知症の人や介護者に対する相談支援や、認知症カフェ（オレンジカフェくす）・本人ミーティング（くすまち雑談会）の継続、充実を図ります。また、関係機関や認知症初期集中支援チームとの連携等により、必要なサービスが認知症の人に提供されるための調整を行います。
4. 認知症対応力向上の為、各種講座などを充実し、認知症についての正しい知識を持ってもらい、誰もが認知症の人に適切な対応ができるよう支援します。また、各種専門職にも研修や講演会等で認知症に対する知識向上を図ることで、高齢者にやさしい地域づくりを推進します。

<令和3年度重点目標>

- ① 第7期の取り組み内容のまとめを見直すと共に、第8期の介護保険事業計画に準じ、地域の特性に応じて認知症の人や家族が参加できる居場所づくりの設置を行政と共に進めていきます。
- ② 認知症についての正しい知識の普及啓発や認知症カフェ・本人ミーティングなど、認知症の予防・重症化予防への取組みを関係機関と連携して継続していきます。
- ③ 認知症サポーター養成講座等を通じてボランティアの育成や組織化を図り、今後の施策の推進への協力支援体制を構築します。

<事業内容>

1. 関係機関との連携体制の構築

- ・認知症の人及びその家族が、状況に応じて必要な医療・介護等のサービスをうけることができるよう、認知症施策担当者との定例会議や地域ケア会議等を通じて町との連携を図ります。

- ・ 玖珠町認知症高齢者安心見守りネットワーク連絡協議会やキャラバン・メイト連絡会、認知症サポーター等と連携し、各事業の推進に努めます。
- ・ 関連団体、商工会等へのオレンジカンパニーの周知・普及などを通じて、認知症事業への理解・協力を得ることで連携体制を構築します。
- ・ 研修会や協議会等への参加を通じて、関係機関との連携を深めます。
- ・ 民生委員、自治委員、認知症サポーター、認知症カフェボランティア、地域住民等への周知活動を展開することで、連携を強めていきます。

| 参加会議 | 回数 | 備考 |
|--------------------------|-----|-------|
| ①行政担当者との定例会議 | 1 2 | |
| ②包括内定例会議 | 1 2 | 必要時適宜 |
| ③キャラバン・メイト連絡会 | 2 | |
| ④玖珠町認知症高齢者安心見守りネットワーク連絡会 | 2 | |
| ⑤地域ケア会議 | 2 4 | |
| ⑥週1元気アップ教室推進会議 | 1 2 | |
| ⑦地域福祉推進部・包括支援部連携会議 | 1 2 | |

2. 専門医等とのネットワークの形成

- ・ 玖珠郡医師会、認知症サポート医、オレンジドクター、認知症疾患医療センターの専門医等との連携を強め、個々の認知症の症状に合った効果的な支援が行えるよう活動します。

3. 認知症ケアパスの普及

- ・ 玖珠町版認知症支援ガイド（認知症ケアパス）の内容について、認知症の人や家族、町民の意見も取り入れながら、実状に応じた改訂を適宜行えるよう町と協働し、町民が必要時に活用できるよう普及に努めます。

4. 相談体制の実施及び支援体制の構築

- ・ 認知症の人及びその家族に対し、相談窓口の周知及び、定期相談窓口の設置により認知症の早期発見や早期診断を受け、介護負担軽減のための支援が適切に行えるよう対応していきます。また、簡易的な認知機能検査を取り入れることで早期受診につなげるよう取組んでいきます。
- ・ 認知症カフェや本人ミーティングの充実等により、認知症の人やその家族等への相談・支援体制の向上に努めます。また今年度より認知症カフェの開催回数を増やし、定期的に参加できる環境を整えていきます。

| 認知症カフェ | 回数 |
|--------------|----|
| 4自治会館 各月1回開催 | 48 |
| メルサンホール月1回開催 | 12 |
| イベント等への出張開催 | 3 |

| 本人ミーティング | 回数 |
|----------|----|
| 月1回開催 | 12 |

- ・介護者の会や認知症の人と家族の会等との連携により、相談支援体制の強化に努めます。
- ・地域ケア会議へ専門職として参加し、増加傾向にある認知症事例への専門性を活かした適切な助言を行なうとともに、ケースに応じては事後対応への積極的な関わりを行っていきます。
- ・認知症初期集中支援チームと連携し、初期での支援を行っていきます。

5. 認知症ケア向上推進事業における各事業の実施及び調整

- ・社会全体で認知症の人々を支えられるよう、地域の実情に応じて企画や調整などに関わりながら取り組みを進めていきます。

6. 高齢者にやさしい地域づくりの推進

- ・声かけ模擬訓練の継続的な実施、認知症サポーター養成講座やステップアップ講座等で認知症への正しい理解を町民全体に広め、高齢者にやさしい地域を目指します。
- ・地域福祉推進部とも連携し、認知症ボランティアの養成に加えて連携の強化に努めます。また、認知症ボランティアにも活躍してもらい、認知症の人やその家族の居場所づくりを地域住民と共に進めていきます。

| 事業名 | 回数 | |
|-----------------------------|-----------|---|
| 声かけ模擬訓練 | 4 | |
| 認知症サポーター養成講座 | 模擬訓練事前講座 | 4 |
| | 週1元気アップ教室 | 4 |
| | 一般・学校・職域 | 6 |
| 認知症サポーターステップアップ講座（ボランティア養成） | 2 | |

7. その他

- ・ 民生委員や自治委員（福祉委員）、保健委員と協力・連携しながら、認知症の人やその家族の戸別訪問をし、その実態やニーズの把握に努めます。
- ・ ほうかつセンターだよりや町の広報により、認知症地域支援推進員の説明や活動内容を記載し、住民への周知・理解を進めていきます。
- ・ キャラバン・メイトやオレンジカフェくすボランティアの協力を得、より良い居場所づくりを検討していきます。
- ・ 認知症の人と家族の会との連携を深めていきます。
- ・ 関係機関と連携し、県の事業を利用するなどしてピアサポート事業への取組みを継続していきます。
- ・ わらべの館、メルサンホール図書室、玖珠美山高等学校でのアルツハイマー月間図書イベントを昨年度に引き続き、連携して行っていきます。